

一、最新中国法令

● 关于促进海运业健康发展的若干意见

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2014〕32号
【发布日期】2014-09-03
【内容提要】该意见提出十项重点任务。其中包括：

大力发展现代航运服务业
▪ 推动传统航运服务业转型升级，加快发展航运金融、航运交易、信息服务、设计咨询、科技研发、海事仲裁等现代航运服务业。
深化海运业改革开放
▪ 深化国有海运企业改革，积极发展国有资本、民营资本等交叉持股、融合发展的混合所有制海运企业。 ▪ 稳步推进对外开放，在风险可控前提下，在中国（上海）自由贸易试验区稳妥开展外商成立独资船舶管理公司、控股合资海运公司等试点。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-09/03/content_9062.htm

● 纳税信用评价指标和评价方式（试行）

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2014 年第 48 号
【发布日期】2014-08-25
【实施日期】2014-10-01
【内容提要】该办法是《纳税信用管理办法（试行）》的执行性文件。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c772015/content.html>

● 关于特别纳税调整监控管理有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2014 年第 54 号
【发布日期】2014-08-29
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c774866/content.html>

一、最新中国法令

● 海運業の健全なる発展の促進に関する若干意见

【発布機関】国務院
【発布番号】国発〔2014〕32号
【発布日】2014-09-03
【概要】本意見は、10項目の重点任务を提起した。それには以下の内容が含まれる。

現代水上輸送サービス業発展への注力
▪ 伝統的な水上輸送サービス業のモデルチェンジグ・レードアップを促進し、水上輸送金融、水上輸送取引、情報サービス、設計コンサルティング、科学技術研究開発、海事仲裁などの現代水上輸送サービス業の発展を加速する。
海運業改革開放の高度化
▪ 国有海運企業改革を高度化し、国有資本、民間資本などの株の持ち合い、融合発展による混合所有制海運企業を積極的に発展させる。 ▪ 対外開放を安定的に推進し、リスクを抑制できる前提の下、中国（上海）自由貿易試験区において外資による独資船舶管理公司、持株合併海運公司などの設立試行を安定的に実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-09/03/content_9062.htm

● 納税信用評価指標および評価方式（試行）

【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】国家稅務總局公告 2014 年第 48 号
【発布日】2014-08-25
【施行日】2014-10-01
【概要】本弁法は、「納税信用管理弁法（試行）」の実務運用に関する文書である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c772015/content.html>

● 特別納税調整モニタリング管理に伴う事項に関する公告

【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】国家稅務總局公告 2014 年第 54 号
【発布日】2014-08-29
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c774866/content.html>

● 关于调整排污费征收标准等有关问题的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会、财政部、环境保护部

【发布文号】发改价格〔2014〕2008号

【发布日期】2014-09-01

【内容提要】根据该通知，2015年06月底前，各省级价格、财政和环保部门要按照以下标准结合当地实际调整排污费征收标准，并鼓励高于以下标准。

- 废气中的二氧化硫和氮氧化物排污费征收标准调整至不低于每污染当量1.2元。
- 污水中的化学需氧量、氨氮和五项主要重金属（铅、汞、铬、镉、类金属砷）污染物排污费征收标准调整至不低于每污染当量1.4元。
- 在每一污水排放口，对五项主要重金属污染物均须征收排污费；其他污染物按照污染当量数从多到少排序，对最多不超过3项污染物征收排污费。
- 2014年底前，所有具备安装条件的国家重点监控企业，要完成主要污染物自动监控设施的安裝并正常运行；2015年底前，国家重点监控企业中的钢铁、造纸、水泥等主要污染行业，实现严格按自动监控数据核定排污费；2016年底前，所有国家重点监控企业均要实现按自动监控数据核定排污费。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201409/t20140905_624985.html

● 关于全面实施内港海关“经认证的经营者(AEO)”互认的公告

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告2014年第64号

【发布日期】2014-08-27

【实施日期】2014-09-01

【内容提要】将内港海关实施互认 AEO 的范围由原来的陆运，增加空运和海运口岸，于2014年09月01日起全面实施互认安排。AEO企业进口货物可享受通

● 汚染排出費徴収基準の調整などに伴う事項に関する通知

【発布機関】国家発展改革委員会、財政部、環境保護部

【発布番号】发改価格〔2014〕2008号

【発布日】2014-09-01

【概要】本通知によると、2015年6月末までに、各省级価格、財政および環境保護部門は、以下の基準に基づき、現地の実情に照らして汚染排出費徴収基準を調整し、以下の基準を上回るように奨励している。

- 排気ガス中の二酸化硫黄および窒素酸化物に関する汚染排出費徴収基準については、汚染当量あたり1.2元を下回らないと調整する。
- 污水中の化学的酸素要求量、アンモニア態窒素および5項目の主要重金属（鉛、水銀、クロム、カドミウム、半金属ヒ素）汚染物に関する汚染排出費徴収基準については、汚染当量あたり1.4元を下回らないと調整する。
- 各污水排出口における、5項目の主要重金属汚染物については、いずれも汚染排出費を徴収しなければならない。その他の汚染物については、汚染当量数の多い順から最多でも3項目を超えない汚染物に対し汚染排出費を徴収する。
- 2014年末までに、設置条件に合致する全ての国家重点モニタリング企業については、主要汚染物自動モニタリング施設の設置を完了した上で正常に運用しなければならない。2015年末までに、国家重点モニタリング企業における鉄鋼、製紙、セメントなどの主要汚染業種については、厳格に自動モニタリングデータに基づいた汚染排出費査定を実現する。2016年末までに、全ての国家重点モニタリング企業について、自動モニタリングデータに基づいた汚染排出費査定を実現しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201409/t20140905_624985.html

● 内陸港税関による「認定事業者(AEO)」相互承認の全面的実施に関する公告

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告2014年第64号

【発布日】2014-08-27

【施行日】2014-09-01

【概要】内陸港税関による AEO 相互承認の範囲をいままでの陸上輸送に、航空輸送および海上輸送の通関地を加えて、2014年9月1日から相互承認を全面的に実施する。

关便利措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info717348.htm>

● [关于在中国（上海）自由贸易试验区实施“自动审放、重点复核”模式的公告](#)

【发布单位】上海海关
【发布文号】上海海关公告 2014 年第 36 号
【发布日期】2014-08-29
【实施日期】2014-09-01
【内容提要】“自动审放、重点复核”审单作业模式，是指在实时审单环节对少部分报关单加强监管和审核，对大多数报关单由计算机自动审放。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab61724/info717281.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [《广告法（修订草案）》、《行政诉讼法修正案（草案）（二次审议稿）》、《立法法修正案（草案）》和《反间谍法（草案）》公开征求意见](#)

日前，中国人大网公布[《广告法（修订草案）》](#)、[《行政诉讼法修正案（草案）（二次审议稿）》](#)、[《立法法修正案（草案）》](#)和[《反间谍法（草案）》](#)，并公开征求意见。

[《广告法（修订草案）》](#)的主要内容包括：

补充、完善广告准则
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对药品、医疗器械广告准则作了完善； ▪ 增加教育、培训、招商、房地产广告准则；等。
严格规范广告主体的行为
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 明确广告主应当对广告内容的真实性负责； ▪ 增加广告荐证者的行为规范； ▪ 规定公共场所的管理者或者电信业务经营者、互联网信息服务提供者的广告管理责任；等。

AEO 企業の輸入貨物は通関上の利便措置を享受することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info717348.htm>

● [中国（上海）自由贸易试验区における「自動通関審査、重点照合」方式の実施に関する公告](#)

【発布機関】上海税関
【発布番号】上海税関公告 2014 年第 36 号
【発布日】2014-08-29
【施行日】2014-09-01
【概要】「自動通関審査、重点照合」書類審査作業方式とは、リアルタイム書類審査段階において一部の通関書類については監督管理および審査を強化し、大多数の通関書類についてはコンピュータによる自動通関審査を行うことを指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab61724/info717281.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [「广告法（改正草案）」、「行政诉讼法修正案（草案）（2 回審議案）」、「立法法修正案（草案）」および「スパイ防止法（草案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、中国人民代表大会ウェブサイトにて[「广告法（改正草案）」](#)、[「行政诉讼法修正案（草案）（2 回目審議案）」](#)、[「立法法修正案（草案）」](#)および[「スパイ防止法（草案）」](#)を公布し、パブリックコメントを募集している。

[「广告法（改正草案）」](#)の主な内容は以下の通りである。

広告準則を補充、整備した
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 薬品、医療器械広告準則の整備。 ▪ 教育、研修、企業誘致、不動産広告準則の追加など。
広告主体の行為を厳格に規範化した
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 広告主は広告内容の真实性に対し責任を負わなければならないことの明確化。 ▪ 広告推薦証明者に関する行為規範の追加。 ▪ 公共場所の管理者または电信业务事業者、インターネット情報サービス提供者の広告管理責任に関する規定など。

明确界定构成虚假广告的具体情形
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 推销的商品或者服务不存在的； ▪ 推销的商品的性能、功能、产地、用途、质量、规格、成分、价格、生产者、有效期限、销售状况、曾获荣誉等信息，或者服务的内容、形式、质量、价格、销售状况、曾获荣誉等信息，以及与商品或者服务有关的允诺等与实际不符，对购买行为有实质性影响的； ▪ 使用虚构、伪造或者无法验证的科研成果、统计资料、调查结果、文摘、引用语等信息作证明材料的； ▪ 虚构使用商品或者接受服务的效果的。
提高法律责任的可操作性和震慑力
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 加大惩处力度。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 对发布虚假广告等重点违法行为提高罚款幅度； ➢ 对2年内有3次以上严重违法行为或者有其他严重情节的加重处罚； ➢ 对广告费用无法计算的规定相应的罚款额度。 ▪ 增加广告荐证者的法律责任。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 广告荐证者明知或者应知广告虚假仍在广告中对商品、服务作推荐、证明的，由工商部门没收违法所得，并处违法所得1倍以上2倍以下的罚款；损害消费者合法权益的，承担连带责任。 ▪ 补充规定民事责任。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 广告主、广告经营者、广告发布者、广告荐证者违反其他法律、行政法规规定，损害消费者合法权益的，消费者有权依照有关产品质量、消费者权益保护、合同、侵权责任、食品安全等法律、行政法规规定，要求其承担相应法律责任。

《行政诉讼法修正案（草案）（二次审议稿）》的修订内容包括：

延长起诉期限
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公民、法人或者其他组织直接向法院提起诉讼的，应当在知道或者应当知道作出行政行为之日起六个月内提出。法律另有规定的除外。 ▪ 因不动产提起诉讼的案件从行政行为作出之日起超过二十年，其他案件从行政行为作出之日起超过五年提起诉讼的，法院不予受理。
延长审理期限
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第一审案件和上诉案件的审理期限分别修改为六个月和三个月。

（里兆律师事务所 2014 年 09 月 05 日编写）

虚偽の広告の構成に関する具体状況の定義を明確にした
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 広告商品またはサービスが存在しない場合。 ▪ 広告商品の性能、機能、原産地、用途、品質、仕様、成分、価格、製造者、有効期限、販売状況、これまでに獲得した荣誉などに関する情報、またはサービスの内容、形式、品質、価格、販売状況、これまでに獲得した荣誉などに関する情報、および商品またはサービスに関する承諾などが実際の状況と一致しないために、購入行為に実質的な影響がある場合。 ▪ 虚偽、ねつ造または検証不能な科学研究成果、統計資料、調査結果、文献、引用語などの情報を利用して証明資料とした場合。 ▪ 商品を使用しまたはサービスを受けた際の効果に虚偽があった場合。
法的責任の実現性および威嚇力を引き上げた
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 懲罰の度合いを増大した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 虚偽広告の掲出などの重点違法行為に対する過料の引き上げ。 ➢ 2年間に3回以上の重大違法行為またはその他の深刻な状況があった場合に対する加重処罰。 ➢ 広告費用が計算できない場合に対する過料額に関する規定。 ▪ 広告推薦証明者に関する法的責任を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広告推薦証明者が広告に虚偽があることを知りながらまたは知り得たにもかかわらず、広告において商品、サービスに対し推薦、証明を行った場合、工商部門は違法所得を没収した上、違法所得と同額以上2倍以下の過料に処す。消費者の合法權益を損なった場合、連帯責任を負う。 ▪ 民事責任を追加規定した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広告主、広告代理店、広告媒体、広告推薦証明者がその他の法律、行政法規の規定に違反して、消費者の合法權益を損なった場合、消費者は製品品質、消費者權益保護、契約、権利侵害責任、食品安全などに関する法律、行政法規の規定に基づき、それらに対し相応する法的責任の負担を求めることができる。

「行政訴訟法修正案（草案）（2 回目審議案）」の改正内容は以下の通りである。

提訴期限の延長
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公民、法人またはその他の組織が直接裁判所へ訴訟を提起する場合、行政行為が下されたことを知ったまたは知り得た日から6ヶ月以内に提起しなければならない。なお、法律に別途規定がある場合はこの限りではない。 ▪ 不動産に起因する提訴事件については、行政行為が下された日から20年、その他の事件については、行政行為が下された日から5年を経過して提訴した場合、裁判所は受理しない。
審理期間の延長
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第一審事件および上訴事件の審理期間はそれぞれ6ヶ月と3ヶ月に変更された。

（里兆法律事務所が 2014 年 9 月 5 日付で作成）

● 年中审视 2014 年度の劳动法律新政策

时光倏忽而过，一转眼 2014 年度已经度过半年多，在过去的这半年多时间里，各级政府部门陆续出台了一些新的劳动法令、政策；实务中，劳动争议案件及各地的处理政策，也陆续有了一些新的做法。在所述大背景下，我们在下文中对劳动法律相关的一些新法令、政策等进行盘点、总结，以使读者有所了解。

一、关于劳务派遣的新政策：

全国人大常委会于 2012 年 12 月 28 日颁布了《关于修改〈中华人民共和国劳动合同法〉的决定》（该法律文件的主要内容均与劳务派遣用工有关，以下简称“劳务派遣新政”），劳务派遣新政已于 2013 年 07 月 01 日起实施。对此，人力资源和社会保障部（简称“人社部”）于 2014 年 01 月 26 日颁布了《[劳务派遣暂行规定](#)》。《劳务派遣暂行规定》是“劳务派遣新政”的配套规定，是对“劳务派遣新政”内容的具体细化，使“劳务派遣新政”更具有可操作性，例如：

1. 《劳务派遣暂行规定》规定了辅助性岗位的界定程序，即需要经过用工单位职工代表大会或者全体职工讨论，提出方案和意见，与工会或者职工代表平等协商确定，并在用工单位内公示。
2. 《劳务派遣暂行规定》明确限定了劳务派遣用工的总量不得超过用工总人数的 10%。

对人社部颁布的《劳务派遣暂行规定》，各地方政府根据本地实际情况，陆续出台了本地的政策，或者虽未出台相应政策，但也提出了相应的操作指导意见，例如：

1. 北京市人社局于 2014 年 03 月 10 日颁布了《[北京市劳务派遣用工情况备案工作通告](#)》，要求劳务派遣用工数量超过用工总量 10% 以上的企业，应当迟于 2014 年 08 月 31 日前，将超比例用工调整方案报企业所属的区（县）人社局备案。
2. 上海市人社局于 2014 年 06 月 30 日颁布了《[关于规范本市劳务派遣用工若干问题的意见](#)》，规定了用工单位应当在人社部《劳务派遣暂行规定》实施之日起 2 年内将本单位劳务派遣用工比例降至法定比例（不超过用工单位用工总量的 10%）等过渡性措施。上海市人社局后续还公布了《[上海市劳务派遣用工单位调整用工方案备案办法](#)》，要求劳务派遣用工数量超过用工总量 10% 以上的企业，应当迟于

● 年度半ばで窺い見る 2014 年の労働法令新政策

時が経つのは早いもので、2014 年度も半ばが過ぎたが、過去半年余りの間に、各級政府部門は次々と新たな労働法令、政策を公布しており、実務での労働紛争群衆事件および各地の処理政策においても、続々と新たな方法が出現している。このような背景の下、ご参考までに、当所は労働法関連の新法令、政策などについて、以下に整理し総括した。

一、労働派遣に関する新政策

全国人民代表大会常務委員会は、2012 年 12 月 28 日に『中華人民共和国労働契約法』の改正に関する決定（当該法令文書の主な内容はいずれも労働派遣労働者使用にかかわるものであり、以下「労働派遣新政」という）を公布し、労働派遣新政が 2013 年 7 月 1 日から実施されている。これについて、人力資源社会保障部（以下「人社部」という）は 2014 年 1 月 26 日に「[労働派遣暫定規定](#)」を公布している。「労働派遣暫定規定」は「労働派遣新政」の付帯規定であり、「労働派遣新政」の内容を具体化し詳細にしており、「労働派遣新政」に更なる操作性を持たせた。例えば、以下の通りである。

1. 「労働派遣暫定規定」は補助性職務の確定手順を定めた。即ち、派遣先企業の従業員代表大会または全従業員の検討を経て、方案および意見を提起し、労働組合または従業員代表との平等な協議により確定し、派遣先企業内部で公示しなければならない。
2. 「労働派遣暫定規定」は労働派遣労働者使用の総数が全従業員数の 10% を超えてはならないと明確な制限を設けた。

人社部が公布した「労働派遣暫定規定」に対し、各地方政府は現地の実状に基づき、次々と現地政策を公布し、または政策を公布せずとも相応する取扱指導意見を提起した。例えば、以下の通りである。

1. 北京市人力資源社会保障局は 2014 年 3 月 10 日に「[北京市労働派遣労働者使用状況届出作業通告](#)」を公布し、労働派遣労働者使用人数が従業員総数の 10% を超えている企業に対し、遅くとも 2014 年 8 月 31 日までに、比率を超えた労働者使用の調整方案を企業が所属する区（県）人力資源社会保障局に届け出るよう求めた。
2. 上海市人力資源社会保障局は 2014 年 6 月 30 日に「[上海市の労働派遣での労働者使用の規範化に伴う若干事項に関する意見](#)」を公布し、派遣先企業は人社部の「労働派遣暫定規定」の施行日から 2 年以内に、自社の労働派遣労働者使用比率を法定比率（派遣先企業の労働者使用総数の 10% を超えない）にまで引き下げなければならないなどの移行期間措置を定めた。上海市人力資源社会保障局はその後も「[上海市労働派遣使用者による労働者使用調](#)

2014年10月31日前，将超比例用工调整方案报企业所属的区（县）人社局备案。

3. 广州市人社局于2014年03月20日颁布了《[广州市劳务派遣单位年度报告工作指引](#)》，要求劳务派遣单位今后应于每年度03月31日前向劳务派遣许可机关提交本单位上一年度经营情况报告。此外，广州市人社局于2014年05月09日发布[通知](#)，组织其下属人社机关、广州市的劳务派遣单位、广州市的劳务派遣用工单位进行《劳务派遣暂行规定》的分期培训。
4. 南京市人社局于2014年05月14日颁布了《[关于做好<劳务派遣暂行规定>贯彻实施工作的通知](#)》，规定南京市人社局将组织劳务派遣法律法规培训巡回组；从5月初开始，对劳务派遣用工进行摸底调查；要求劳务派遣用工数量超过10%的用工单位应当迟于2014年08月31日前进行备案；从2014年10月起对劳务派遣用工进行专项执法检查。

总体来看，对《劳务派遣暂行规定》的颁布、实施，上述的几个重要城市在政策落实方面进行了积极的配合、准备工作。这些配合、准备工作，主要体现在对本地区的相关劳务派遣用工企业进行登记备案；对人社部门、劳务派遣单位、用工单位进行针对性的法律培训；设立过渡期，逐步落实《劳务派遣暂行规定》的各项规定。除上述几个比较大的城市外，如深圳、大连等城市目前也在酝酿制定本地相关政策。

二、关于员工的劳动待遇及劳动保护方面：

除了上文提及的《劳务派遣暂行规定》等新法令，在2014年度，人社部及各地方人社部门还陆续出台了一些涉及最低工资标准、工伤劳动能力鉴定、生育保险等方面的新政策，这些新政策内容比较细致繁琐，现通过下述举例，进行总结、说明。

1. **部分地方的最低工资标准有一定幅度的提高。**截至2014年07月，全国共有北京、上海、深圳、天津等15个直辖市、省级地方政府调整了本地方的最低工资标准。目前，最低工资标准最高的是上海（签订全日制劳动合同员工的最低工资标准为1820元/月，签订非全日制劳动合同员工的最低工资标准为17元/小时）。

[整方案的届出弁法](#)》を公布し、労働派遣労働者使用人数が労働者使用総数の10%を超えている企業に対し、遅くとも2014年10月31日までに、比率を超えた労働者使用の調整方案を企業が所属する区（県）人力資源社会保障局に届け出るよう求めた。

3. 広州市人力資源社会保障局は2014年3月20日に「[広州市労働派遣企業年度報告作業ガイド](#)」を公布し、労働派遣企業に対し今後は各年度の3月31日までに労働派遣許可機関へ自社の前年度経営状況報告を提出するよう求めた。この他にも、広州市人力資源社会保障局は2014年5月9日に、その下の人力資源社会保障機関、広州市の労働派遣企業、広州市の労働派遣先企業を組織し、期間を分けて「[労働派遣暫定規定](#)」に関する研修を行うことを[通知](#)した。
4. 南京市人力資源社会保障局は2014年5月14日に「[『労働派遣暫定規定』の徹底・実施作業の遂行に関する通知](#)」を公布し、南京市人力資源社会保障局は労働派遣法令研修巡回チームを組織すると定め、5月初めにさかのぼって、労働派遣労働者使用について徹底的な調査を行い、労働派遣労働者使用人数が10%を超える派遣先企業に対し、遅くとも2014年8月31日までに届出を行うよう求め、2014年10月からは労働派遣労働者使用について個別の法執行検査を実施する。

全体としては、「労働派遣暫定規定」の発布、実施に対し、上述した複数の主要都市は政策実施面で積極的な協力、準備作業を行っている。これらの協力、準備作業は、主に現地の関係労働派遣先企業に対する登記届出の実施、人力資源社会保障部門、労働派遣企業、派遣先企業に対する専門的法律研修の実施、移行期間の設置に体现されており、段階的に「労働派遣暫定規定」の各種規定を貫徹する。上述した複数の大都市以外に、例えば深セン、大連などの都市も、目下、現地関連政策の制定を検討している。

二、従業員の労働待遇および労働保護について

前述した「労働派遣暫定規定」などの新法令以外にも、2014年度は、人社部および各地方人力資源社会保障部門は次々と最低賃金基準、労災労働能力鑑定、出産保険などに関する方面の一連の新政策を公布しており、これらの新政策の内容はやや細かく煩雑であり、以下に例を挙げて総括、説明を行う。

1. **一部地方の最低賃金基準が一定幅引き上げられた。**2014年7月まで、全国では、北京、上海、深セン、天津などの計15の直辖市、省级地方政府が現地の最低賃金基準を調整した。現在、最低賃金基準の最高額は上海である（全日制労働契約を締結した従業員の最低賃金基準は1,820元/月であり、パートタイムの労働契約を締結した従業員の最低賃金基準は17元/時間である）。

近 10 年来,各地的最低工资标准一直呈持续小幅上涨态势,即使在最近一次全球发生金融危机 的情况下,也没有改变这种态势。在今后的数年内,如果没有重大意外事件的话,这种小幅上涨态势估计仍将持续。

2. **劳动能力鉴定操作流程进一步规范化。**人社部于 2014 年 02 月 20 日颁布了《[《工伤职工劳动能力鉴定管理办法》](#)》(自 2014 年 04 月 01 日起实施),该法令主要明确了劳动能力鉴定的期限,如劳动能力鉴定的期限一般应为 60 天,最长不超过 90 天。劳动能力鉴定结论应在作出后 20 天内送达工伤员工并抄送相应社保部门。由于劳动能力鉴定结论与工伤员工后续领取一次性伤残就业补助金等工伤待遇直接相关,《[《工伤职工劳动能力鉴定管理办法》](#)》的上述规定,一定程度上方便工伤员工或用人单位及时办理后续领取相关工伤待遇。

3. **江苏省人民政府颁布了统一的《江苏省职工生育保险规定》。**江苏省人民政府于 2014 年 06 月 30 日颁布了《江苏省职工生育保险规定》,并自 2014 年 10 月 01 日起实施。《江苏省职工生育保险规定》有如下几点值得关注:

- 生育保险待遇的覆盖广:江苏省内包括政府机关、各类企事业单位、社会团体,甚至个体工商户雇工也有权依法享受生育保险待遇。
- 男员工也可享受生育保险待遇:男员工在依法享有生育护理假期间,也可享受生育保险待遇(领取 10 天的生育津贴,由社保机构发放)。
- 生育医疗费用可由社保机构与医疗机构直接结算:员工在社保机构指定的医疗机构生育发生的符合规定的相关生育费用,由社保机构与医疗机构直接结算。免去员工“先垫付,后报销”的麻烦。

三、关于劳动合同关系的新政策、新动向:

自 2008 年 01 月 01 日起实施的《劳动合同法》建立、完善了劳动合同制度的基本法律框架,实践中,这个基本法律框架运行大体稳定。在 2014 年度,有下述几方面的新政策、新动向值得关注:

1. **北京、浙江、广州等地出台了新的劳动争议处理意见。**北京市高级人民法院、北京

这里 10 年において、各地の最低賃金基準は一貫して小幅な上昇が持続している状況であり、たとえ直近の世界的規模の金融危機が発生した状況においても、この状況は変わっていない。今後数年の間は、深刻な想定外の事件が発生しない限り、この種の小幅な上昇は依然として継続するものと思われる。

2. **労働能力鑑定取扱手順を更に規範化した。**人社部は 2014 年 2 月 20 日に「[《労働能力鑑定管理弁法》](#)」(2014 年 4 月 1 日から実施)を公布した。本法令は主に労働能力鑑定の期間を明確にし、例えば労働能力鑑定の期間は通常 60 日であり、最長でも 90 日を超えない。労働能力鑑定結果は決定後 20 日以内に労働従業員に送達され、関連社会保険部門へも写しが送付される。労働能力鑑定結果は労働従業員が後日受領する一括で支払われる後遺障がい就業補助金などの労働待遇に直接かかわることから、「労働従業員労働能力鑑定管理弁法」の上記規定により、ある程度において労働従業員または使用者が後日の関連労働待遇受領手続きを遅滞なく行う際に便利となる。

3. **江蘇省人民政府が統一的な「江蘇省従業員出産保険規定」を公布した。**江蘇省人民政府は 2014 年 6 月 30 日に「江蘇省従業員出産保険規定」を公布し、2014 年 10 月 1 日から施行している。「江蘇省従業員出産保険規定」には以下のとおり、いくつか留意すべき点がある。

- 出産保険待遇の網羅する範囲が広い。江蘇省内の政府機関、各種企業・事業単位、社会団体の従業員、更には個人事業主が雇用する従業員も法に従って出産保険待遇を享受することができる。
- 男性従業員も出産保険待遇を享受することができる。男性従業員も法に従って介護休暇を享受する期間において、出産保険待遇を享受することができる(10 日間の出産手当を受け取ることができ、社会保険機構が支給する)。
- 出産医療費用を社会保険機構が医療機関と直接決済することができる。従業員が社会保険機構の指定医療機関で出産した際に発生する規定に合致した関連出産費用については、社会保険機構が医療機関と直接決済し、従業員が「立て替えた上で精算申請を行う」面倒をなくす。

三、労働契約関係の新政策、新动向

2008 年 1 月 1 日から施行された「労働契約法」は、労働契約制度の基本的な法的枠組みを確立し、整備した。実務において、この基本的な法的枠組みの運用はほぼ安定している。2014 年度は、以下の方面における新政策、新动向について留意すべきである。

1. **北京、浙江、広州などの地域で新たな労働紛争処理意見が公布された。**北京市高級人民法

市劳动争议仲裁委员会出台了《关于劳动争议案件法律适用问题研讨会会议纪要（二）》，浙江省高级人民法院民事审判第一庭、浙江省劳动人事争议仲裁院出台了《关于审理劳动争议案件若干问题的解答（二）》，广州市中级人民法院出台了《关于审理劳动人事争议案件若干问题的研讨会纪要》等。以上新的劳动争议处理意见所涵盖的内容非常广泛，本文不一一分析。但是，值得注意的是，北京和浙江新的劳动争议处理意见均明确规定了无固定期限劳动合同的相关内容，简要说明如下：

院、北京市労働紛争仲裁委員会が公布した「労働紛争事件法律適用事項に関する研究討論会會議紀要（二）」、浙江省高級人民法院民事審判第一法廷、浙江省労働人事紛争仲裁院が公布した「労働紛争事件の審理に伴う若干問題に関する解答（二）」、広州市中級人民法院が公布した「労働人事紛争事件の審理に伴う若干問題に関する研究討論会紀要」などであり、上記の新労働紛争処理意見が網羅する内容は非常に広く、本文では個々の分析を行わない。なお、留意すべき点として、北京および浙江省の新しい労働紛争処理意見はいずれも期間の定めのない労働契約の関連内容を明確に規定しており、以下に簡潔に説明する。

名称/颁布日期	相关条款内容总结
《北京市高级人民法院、北京市劳动争议仲裁委员会关于劳动争议案件法律适用问题研讨会会议纪要（二）》 /2014年05月07日	<p>第33-第35项： 在下述情况下，员工提出签订无固定期限劳动合同的，用人单位应依法与其签订无固定期限劳动合同：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 劳动合同约定定期满自动延续，且劳动合同履行至约定的延续期限届满后，员工以连续两次签订固定期限劳动合同为由提出签订无固定期限劳动合同。 ● 员工连续两次签订固定期限劳动合同，且在第二次签订的固定期限劳动合同期限届满时，劳动者提出签订无固定期限劳动合同。 ● 劳动者已经连续两次签订固定期限劳动合同，再次（律师注：第三次，下同）签订固定期限劳动合同的，在再次签订的固定期限劳动合同到期终止时，劳动者要求签订无固定期限劳动合同。
《浙江省高级人民法院民事审判第一庭浙江省劳动人事	第五项： 员工与用人单位连续两次签订固定期限劳动合同，第二次劳动合

名称/公布日	関連条項内容のまとめ
「北京市高級人民法院、北京市労働紛争仲裁委員会の労働紛争事件法律適用事項に関する研究討論会會議紀要（二）」 /2014年5月7日	<p>第33号～第35号： 下記の状況において、従業員が期間の定めのない労働契約の締結を申し入れた場合、使用者は法に従って本人と期間の定めのない労働契約を締結しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働契約で取り決めた期間満了時に自動更新し、且つ労働契約を取り決めた延長期間満了まで履行した時点で、従業員が期間の定めのある労働契約を連続2回締結していることを理由に期間の定めのない労働契約の締結を申し入れた場合。 ● 従業員が期間の定めのある労働契約を連続2回締結し、2回目に締結した期間の定めのある労働契約の期間満了時に、労働者が期間の定めのない労働契約の締結を申し入れた場合。 ● 労働者が既に期間の定めのある労働契約を連続2回締結しており、再度（筆者注：三回目であり、以下同じ）期間の定めのある労働契約を締結する状況で、再度締結した期間の定めのある労働契約が満期終了する際に、労働者が期間の定めのない労働契約の締結を求めた場合。
「浙江省高級人民法院民事審判第一法廷 浙江省勞	第五号： 従業員が使用者と期間の定めのある労働契約を連続2回締結し、2回目の勞

争议仲裁院关于审理劳动争议案件若干问题的解答(二) /2014年04月14日	同到期后,员工要求签订无固定期限劳动合同的,用人单位应当签订无固定期限劳动合同。
--	--

这与上海市高级人民法院曾于2009年03月03日颁布的《关于适用〈劳动合同法〉若干问题的意见》第四项第(四)款的规定及上海法院系统的实务操作不同,上海的做法是,员工与用人单位连续签订两次固定期限劳动合同并履行完毕后,用人单位可选择不再续签劳动合同。

2. 群体性劳动争议案件的处理出现新动态

2014年度开始至今,群体性劳动争议案件仍然层出不穷,这其中比较著名的有某国际性超市关店裁员案件、某全球知名软件公司裁员案件,员工对用人单位的补偿标准不满是引发此类案件的重要诱因之一。对此,本文认为,这是多年来形成的积习,即,员工对经济补偿标准的要求总是要高于法定的标准,而用人单位经常考虑法律以外的其他诸多因素,屡次不得不给出更高的经济补偿标准,形成了水涨船高、不断循环的局面。

结合上述两个案件、以及我们处理过的其他群体性案件,我们感觉,从2014年度开始,政府的态度开始发生了微妙的变化,即,只要用人单位给出的经济补偿标准符合法定标准,对员工提出的高于法定标准部分的经济补偿,政府不再像以往一样持默认、支持甚至纵容的态度。我们在与相关政府官员进行相关沟通过程中,也明显感到了这一变化。当然,这只是一种趋势,并不代表每个地方政府目前都持这种见解。

最后,从2014年度开始至今,国家及地方各级政府等颁布的各类劳动法令总量较多,本文限于篇幅,只能进行挂一漏万的盘点、总结。结合上文内容,对2014年度开始至今颁布的各类劳动法令内容所反映的特点、趋势简要总结如下:

1. 在劳动合同法法律基本框架确定并稳定运行的情况下,进一步完善劳务派遣用工、无固定期限劳动合同等相对特殊的劳动法律制度内容。
2. 在工资方面,仍保持“小步快走”的节奏,

働人事紛争仲裁院の労働紛争事件の審理に伴う若干事項に関する解答(二) /2014年4月14日	働契約の期間満了時に、労働者が期間の定めのない労働契約の締結を求めた場合、使用者は期間の定めのない労働契約を締結しなければならない。
--	--

上記は上海市高級人民法院が2009年3月3日に公布した『労働契約法の適用に伴う若干事項に関する意見』第四項第(四)号の規定および上海の裁判所システムの実務取扱とは異なるもので、上海のやり方としては、従業員が使用者と期間の定めのある労働契約を連続2回締結した後の契約履行完了後も、使用者は労働契約の不更新を選択することができる。

2. 労働紛争群衆事件の処理に新たな動きが現れた。

2014年度の開始から現在に至るまでの間、労働紛争群衆事件は依然として絶えず出現しており、有名なものにはある国際的スーパーマーケットの閉店リストラ事件、ある世界的に有名なソフトウェア会社のリストラ事件があり、使用者が提示した補償基準に対する従業員の不満がこの種の事件を誘発する要因の一つとなっている。これについては、筆者の見るところ、年を経るごとに形成されてきた慣習的なもの、即ち、従業員の経済補償基準に対する要求は往々にして法定基準より高く、使用者は常に法律以外の諸要素を考慮し、時にやむを得ず多めの経済補償金を支払ってきたために、高めの基準が形成されてしまい、その循環を断ち切ることができない状況であると考える。

上記二つの事件および当所が取り扱ったことのあるその他の群衆事件を踏まえ、2014年度から政府の態度にも微妙な変化が現れていると感じた。即ち、使用者が支払う経済補償基準が法定基準を満たしてさえいれば、従業員が提起する法定基準を超えた部分の経済補償については、政府も以前のような黙認、支持延いては容認する態度を見せていない。当所が関係政府担当者との意見交換を行った際にも、この変化を明らかに感じた。勿論、これはあくまでも一つの動きにすぎず、現在、全ての現地政府もこのような見解を持っているわけではない。

最後に、2014年度の初めから今日に至るまでの期間に、国および地方各級政府などは多くの各種労働法令を公布しているが、紙面の都合から、本文では大まかな整理、総括のみに止めた。前述した内容に基づき、2014年度の初めから今日に至るまでに公布された各種労働法令の内容が反映する特徴、動向を以下のとおり簡潔にまとめた。

1. 労働契約法の基本的な枠組みが確定し、安定的に運用されている状況下で、劳务派遣労働者使用、期間の定めのない労働契約などのやや特別な労働法制度の内容を更に整備した。
2. 賃金については、依然として「小幅であるが速い」

稳定前进，短期内进行重大调整的可能性不大。在社保等劳动待遇方面，更强调操作流程的透明、规范化，注重操作的便利性。

3. 对群体性劳动争议的处理，政府的姿态开始向更为客观、中立的方向转变，不再一味以维持稳定、息事宁人的态度介入处理。

(里兆律师事务所 2014 年 09 月 05 日编写)

ペースを維持し、安定的に進んでおり、短期的に重大な調整が行われる可能性はあまりない。社会保険などの労働待遇の面では、取扱手順の透明度、規範化を更に強調し、取扱の利便性に重きを置いている。

3. 労働紛争群衆事件の処理については、政府の姿勢はもっと客観的、中立の方向に転換しており、今後は単一的に安定維持、事なかれの態度で介入処理することはない。

(里兆法律事務所が 2014 年 9 月 5 日付で作成)